札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月６日

札幌市長　秋元克広

札幌市条例第22号

札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例

札幌市個人番号利用条例（平成２７年条例第４２号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第１号及び第２号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
別表１（第４条関係）
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>２　市長</td><td>札幌市高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
別表２（第４条関係）
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
別表１（第４条関係）
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>２　削除</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
別表２（第４条関係）
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

改正前	改正後
5　市長　／　札幌市高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの　／　生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等関係情報であって規則で定めるもの	5　削除
（略）	（略）

備考　（略）

1～15　（略）

16　高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等関係情報　療育手帳関係情報、障害者自立支援給付関係情報、障害児福祉手当関係情報、札幌市高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業の実施に関する情報、札幌市高齢者福祉電話貸与事業の実施に関する情報、札幌市高齢者理美容サービス事業の実施に関する情報、札幌市生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業の実施に関する情報、札幌市高齢者生活支援型ショートステイ事業の実施に関する情報、札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業の実施に関する情報、札幌市高齢者配食サービス事業の実施に関する情報、札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業の実施に関する情報、児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給若しくは障害福祉サービスの提供に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する情報、昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、札幌市移動支援事業の実施に関する情報、札幌市重度障がい者（児）等日常生活用具給付事業の実施に関する

備考　（略）

1～15　（略）

16　高齢福祉サービス及び障害福祉サービス等関係情報　療育手帳関係情報、障害者自立支援給付関係情報、障害児福祉手当関係情報、札幌市高齢者福祉電話貸与事業の実施に関する情報、札幌市高齢者理美容サービス事業の実施に関する情報、札幌市生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業の実施に関する情報、札幌市高齢者生活支援型ショートステイ事業の実施に関する情報、札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業の実施に関する情報、札幌市高齢者配食サービス事業の実施に関する情報、札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業の実施に関する情報、児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給若しくは障害福祉サービスの提供に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する情報、昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、札幌市移動支援事業の実施に関する情報、札幌市重度障がい者（児）等日常生活用具給付事業の実施に関する情報、札幌市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業の実施に関

改正前	改正後
情報、札幌市重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業の実施に関する情報、札幌市重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業の実施に関する情報、札幌市身体障がい者自動車運転訓練費補助金交付事業の実施に関する情報、札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付事業の実施に関する情報、札幌市身体障がい者入浴サービス事業の実施に関する情報、札幌市身体障がい者福祉電話設置事業の実施に関する情報、札幌市成年後見制度利用支援事業の実施に関する情報、札幌市点字図書給付事業の実施に関する情報、身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する情報、札幌市子どもの補聴器購入費等助成事業の実施に関する情報、札幌市障害福祉サービス等支給決定情報提供事業の実施に関する情報、札幌市パーソナルアシスタンス事業の実施に関する情報又は札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業の実施に関する情報	する情報、札幌市重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業の実施に関する情報、札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付事業の実施に関する情報、札幌市身体障がい者入浴サービス事業の実施に関する情報、札幌市身体障がい者福祉電話設置事業の実施に関する情報、札幌市成年後見制度利用支援事業の実施に関する情報、札幌市点字図書給付事業の実施に関する情報、身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する情報、札幌市子どもの補聴器購入費等助成事業の実施に関する情報、札幌市障害福祉サービス等支給決定情報提供事業の実施に関する情報、札幌市パーソナルアシスタンス事業の実施に関する情報又は札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業の実施に関する情報

附　則

この条例は、公布の日から施行する。